

定 款

一般社団法人 大阪植物検疫協会

大阪市港区築港4丁目9番6号

一般社団法人 大阪植物検疫協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪植物検疫協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(剰余金の分配)

第 3 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(利益供与の禁止)

第 4 条 この法人は、特定の団体又は個人に特別の利益を与えることができない。但し、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。

以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体を除く。

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 6 条 この法人は、植物防疫法に基づき植物検疫に関連する事業の迅速、円滑なる運営及び環境の保全を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 7 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 植物検疫に関する啓発及び指導

(2) 植物検疫の受検及びくん蒸その他の消毒作業に関する指導、調査並びに研究

(3) 植物検疫に伴う手続き及び書類作成指導

(4) 植物検疫に伴う検査案内及び消毒の案内、立会

(5) 植物防疫所及びその他関係諸機関並びに会員との連絡強調のために必要な事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 8 条 この法人に次の会員を置く

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体

(2) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において承認された者

(3) 賛助会員 個人又は法人並びにその他の団体で、この法人が行う事業を賛助するために会費の納入を行った者

2 前項に掲げる正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の様式による入会届を理事会に提出しなければならない。

2 入会の可否は、別に定める基準に基づいて、理事会において決定する。

（経費の負担）

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会（第14条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

2 正会員等及び賛助会員は、この法人の活動に必要な費用に充てるため、会費を支払う義務を負う。

3 納入された会費及び抛出金品については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらを返還しない。

4 未納の会費及び抛出金品については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらの支払義務を免れない。

（任意退会）

第11条 会員は、所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又は諸規則に違反し、若しくは総会の決議に反する行為を行ったとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(2) 総正会員等が同意したとき。

(3) 過去1年以上の期間にわたって、第10条の支払義務を履行しなかったとき。

第4章 総 会

（構成）

第14条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 正会員等の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第25条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 目的である事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。議長は議決に加わる事はできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員等の半数以上の出席があり、かつ、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（以下「特別決議」という。）。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (5) 法人の解散
- (6) その他法令又は定款で定められた事項

(役員選任の決議)

第21条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前条第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第25条に定める役員の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員等は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、この法人の正会員等以外の者は、代理人になることができない。

2 当該正会員等又は代理人は、あらかじめ、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

3 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
(出席会員数)

第23条 前条の規定により、代理人によって議決権を行使した正会員等は、当該総会において出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上18名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、正会員等のうちから総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で決定した順序でその業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、理事会の決議に基づき、日常の業務を処理する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任は、特別決議を経なければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに理事会を開くことができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。但し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提

案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 4 前項の議決事項は、次の理事会において報告するものとする。
（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（資産の管理及び運用）

第38条 この法人の資産は、理事会の決議によって定める方法により、会長が管理する。

- 2 現金は、確実な金融機関に預け入れなければならない。
（事業年度）

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員等の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 委員会

（実務委員会）

第42条 この法人の事業の円滑な運営を計るため、理事会の決議を経て、会長の諮問機関として実務委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営については、理事会の決議によって別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款を変更する場合は、総会における特別決議を経なければならない。

(解散)

- 第45条 この法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補 則

(運営規則への委任)

- 第47条 この法人の運営に関して必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める運営規則によるものとする。

(定款に規定のない事項)

- 第48条 この定款に規定のない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は橋本茂とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

備 考

昭和47年 8月9日 大阪府指令農畜 第1041号

昭和49年 6月13日改正 大阪府指令経営 第 483号
昭和52年10月31日改正 大阪府指令経営 第1889号
昭和56年 7月20日改正 大阪府指令経営 第 812号
昭和57年 7月27日改正 大阪府指令経営 第 988号
平成 3年 8月 1日改正 大阪府指令経営 第 637号
平成24年 4月 1日 (一般社団法人への移行)